

C h e e r

(2015年度 第5号) 2015/10/7

[若手教職員向け高教組通信]
働きやすい職場づくりのために
若い教職員の皆さんの
加入をお待ちしています

発行責任者：高教組書記長 馬場 隆

人事異動の希望は意向調書に明記し ヒアリングで明確に伝えましょう

今年度も人事異動の作業が始まる時期になりました。転勤は勤務環境が大きく変わりますから、教職員本人の意向が尊重されなければなりません。高教組は従来から「希望と納得の人事」を求めて、県教委交渉を重ねてきました。その中で特に若い教職員の皆さんに関係する内容についてお知らせします。

「新採3年」で異動対象者の地区の「満了」までの留任希望は「できるだけ尊重」（県教委）

高教組は、8月に出した要求書の中で、新採の異動について「本人がそれぞれの地区の勤務が『満了』になる年数まで勤続することを希望する場合は、最大限、その希望を尊重すること」を求めていました。それに対して県教委は「できるだけ意向は尊重したい」と答えています。

この件については、これまで第四地区に関しては本人の意向に沿って留任が実現しており、県教委もこれまでと同様に対応すると回答しています。第四地区以外の場合については、「全体の状況を見てみないと」という留保をつけていますが、「できるだけはと思っている」と回答していますので、該当者で留任希望がある人は、意向調書やヒアリングでしっかりと希望を伝えておきましょう。

子育て中の職員に対する「転勤についての配慮」を明記（県教委の特定事業主行動計画）

県などの地方公共団体は、職員の子育て支援のために「特定事業主行動計画」を策定しています。県教委の「行動計画」には「転勤についての配慮」の項があり、「子育て中の職員に対して、状況に応じた人事上の配慮に努めます」と明記されています。県教委との交渉でも、「配慮すること

はきちんとしていきたい」と回答しています。子育てにかかわって配慮してもらいたいことを明確に伝えておきましょう。

「同居配慮」は小中学校や知事部局との間でも行われます 希望をしっかりと伝えましょう

夫婦ともに県の職員（小中学校の教職員も含む）の場合、「同居配慮」が原則です。「本人が『単身でもかまわない』という意志を示していたので別居人事になった」と県教委が説明した例はありますが、本人が「同居配慮」を求めれば別居にならないことを県教委と確認しています。ただ、「二人の勤務地の中間地点に住めば通勤可能と判断した」という事例もありますので、居住地に関する条件についてもしっかりと伝えておく必要があります。

意向調書裏面の「人事異動等に関する希望・意見」の欄に希望を明記しておきましょう

人事異動の具体的な作業を行うのは、県教委の人事班ですが、人事班が本人の意向を把握する方法は、校長からのヒアリングと意向調書です（「特殊事情説明書」を出せば、別に審査会での審査があります）。人事異動に関わる条件や希望については、ヒアリングでできるだけ詳しく校長に伝えておくとともに、人事班に直接希望を伝えるために、意向調書の裏面の「人事異動等に関する希望・意見」の欄にも詳しく書いておくことが大切です。この欄には、希望する学校名等も含めて、人事異動に関する希望は何でも書くことができることを人事班と確認しています。また、人事班も、「意向調書は全部読むので、いろいろな希望はこの欄に書いておいてほしい」と述べています。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。